

# 「岐阜県消防広域化推進計画」

概 要 版

平成20年 3月

岐 阜 県

## 第1 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

災害や事故の大規模化、救急搬送の急増など、消防を取り巻く環境は急速に変化しており、住民の生命、身体、財産を守る責務を有する市町村の消防は、その体制を充実・強化していく必要があります。

このためには、市町村の消防の広域化により、消防力の充実や住民サービスの向上、行財政運営の効率化を図ることが有効です。

### 1 計画の目的

消防体制の充実・強化を目的として、自主的な市町村消防の広域化を計画的かつ円滑に推進するために必要な事項を定めます。

### 2 広域化の取組期間

推進計画策定後5年度以内（平成24年度まで）を目途とします。

### 3 広域化の対象

消防本部

### 4 基本的な考え方

広域化は、消防力の充実強化はもとより、住民のサービスの向上に資することを基本として取り組みます。

- ・第一線の消防活動を行う消防署や分署は現状の体制を活かすとともに、その機能を低下させないようにします。
- ・消防本部機能を集約し、総務部門や指令部門の効率化によって生み出された人員は、現場活動要員に振り向けたり、また救急・救助隊員や予防要員の専任化を図ったりすることに充てます。

## 第2 市町村の消防の現況及び将来見通し

### 1 市町村の消防の現況

- ・県内22本部のうち、約7割となる16本部が管轄人口10万人未満の小規模本部です。
- ・火災の件数や死者数は横ばい状態ですが、救急出場件数や防火対象物は増加傾向にあります。
- ・高価な車両や消防職員の数は充足しておらず、職員の専任化も進んでいません。また、職員数が十分でないため教育訓練の機会も確保しづらい傾向にあります。

### 2 消防を取巻く環境の変化と将来見通し

- ・災害や事故が大規模化・複雑化の傾向にあり、住民ニーズも多様化していることから、より広域的、専門的な消防体制が必要となっています。
- ・今後、人口の減少とともに、少子高齢化が進むと予測されており、高齢者の救急搬送の増加、消防団員確保の困難が懸念されます。

### 第3 広域化対象市町村の組合せ

#### 1 広域化対象市町村の組合せに関する考え方

当県においては、市町村の意見を十分にお聞きし、その結果に従って、計画の策定に取り組むことを基本的な考え方としています。

このため、広域化対象市町村の組合せについては、市町村の自主的な判断や意見に基づいてとりまとめることとします。

#### 2 広域化対象市町村の組合せ

組合せ① 岐阜地域	岐阜市、羽島市、山県市、瑞穂市、本巣市、 岐南町、笠松町、北方町 (5市3町)
組合せ② 西南濃地域	海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町 (1市3町)

#### 3 広域化対象市町村の変更

平成20年度以降、関係市町村の意見をふまえ、新たな組合せができた場合には、計画の変更により対応していくこととします。

### 第4 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項

#### 1 広域化を推進するための協議機関の設置等

組合せ毎に協議を行う機関を設置することが必要です。

#### 2 広域化を推進するための県の取り組み

市町村の取り組みを支援していくとともに、県民等に対して県の各種広報媒体を活用した情報提供や啓発を行うなど、広域化が実現できるよう努めていきます。

### 第5 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

#### 1 広域化後の消防の体制の整備

広域化の効果を十分に発揮できるような部隊運用、事務処理等が行える体制を整備することが必要です。

#### 2 構成市町村等との関係

構成市町村等との意思疎通及び情報共有が円滑に行われる運営方式（広域連合、一部事務組合又は事務委託）を、協議により選択することが必要です。

### **3 広域化後の消防体制の整備のために考えられる方策**

消防の円滑な運営の確保のためには、広域化後の消防体制を適切に整備することが重要です。そのためには、次の事項等を構成市町村等で協議し、事前に決定しておくことが必要です。

- ・負担金の額又は負担割合等のルール
- ・職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画
- ・消防力の整備、部隊運用、指令管制等に関する計画
- ・消防本部の位置、名称、等

### **4 広域化後の消防体制の円滑な運営等**

地域の意見を反映させ、適切な消防本部の管理・運営を行えるよう、消防団員を始めとする消防関係者や住民代表などの地域関係者による「地域消防運営委員会」（仮称）の設置等も有効です。

### **5 広域消防運営計画への記載**

広域化対象市町村においては、上記の4点を踏まえ、広域化に係る協議の際にこれらの事項について十分協議の上、可能な限り広域消防運営計画に盛り込むことが重要です。

## **第6 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項**

### **1 消防団との連携の確保**

地域の事情に応じて、広域化後の消防本部と消防団との密接な連携確保を図る必要があります。

### **2 市町村の消防・防災担当部局との連携強化**

地域の事情に応じて、広域化後の消防本部と構成市町村等の消防・防災担当部局との連携確保を図る必要があります。